(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　愛媛県新居浜市役所

○国土交通省告示第百五十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月八日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

湯穴第一谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県枕崎市桜山西町

二四七番一　一号

二五一番一　二号及び三号

二八一番一　四号及び五号

二八二番　六号及び七号

二八三番一　八号及び九号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

秋目川支渓2

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県南さつま市大浦町

字峠

四七三二番

四七三四番三

四七三四番六及び四七三四番七

四七三五番一

四七三五番三から四七三五番五まで

四七三六番三

四七三七番一

四七三七番三

四七三七番五

四七三九番一

四七三九番三

四七四一番一

四七四一番三

四七四四番から四七四七番まで

四七五〇番一

四七五〇番三

四七五一番から四七五四番まで

四七五七番

四七六〇番

四七六二番

四七六三番

四七六四番一

四七六四番三及び四七六四番四

四七六五番一

四七六五番三

四七六六番

四七六七番から四七七〇番まで

四七七二番一

四七七二番三

四七七三番

四七七五番一

四七七五番三

四七七六番一及び四七七六番二

四七七七番から四七八一番まで

四八〇九番及び四八一〇番

四五三二番から五四三八番まで

五四〇〇番

五四四一番一

五四四一番三

五四四二番一

五四四三番一

五四四四番一

五四四四番三

五四四五番三

五四四七番

五四五四九番から五四五六番まで

字十左衛門堀

五四五八番

五四六〇番

五四六二番及び五四六三番

五四六五番

五四六六番

五四六八番及び五四六九番

五四七〇番一から五四七〇番六まで

字穴ヶ迫

五四七一番から五四七三番まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

字穴ヶ迫上

字山カシラ

字髙ボ子後

字岩瀬戸

五四七二九番　二号

四七三二番　三号

四七三四番三　四号

四七七九番　五号

字岩瀬戸

五六一番三　六号

大浦町

字峠

四七二九番　二号

四七三二番　三号

四七三四番三　四号

四七七九番　五号

字穴ヶ迫

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

伊勢美山川1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県南さつま市

坊津町秋目

字下峠

五七一番二　一号

字岩瀬戸

五六一番三　六号

大浦町

字峠

四七二九番　二号

四七三二番　三号

四七三四番三　四号

四七七九番　五号

字穴ヶ迫

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

伊勢美山川1

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷

鹿児島県薩摩川内市湯田町

字削切　五三三四番

五三三六番から五三四〇番まで

五三四一番二

五三五三番及び五三五四番

五三五六番及び五三五七番

五三五七番一

五三五八番二

五三五九番

五三六一番及び五三六二番

五三六三番一から五三六三番四まで

五三六四番から五三六六番まで

五三六八番一

五三七一番一及び五三七一番二

五三七三番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県薩摩川内市湯田町

字牛峯　五三一七番　一号及び二号

五三一八番　三号

字削切　五三六四番　四号

五三六八番一　五号

五三六七番一　六号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

伊勢美山川3

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川の内その接している区間の河川敷

鹿児島県薩摩川内市湯田町

字削切　五三七三番一

五三七四番

五三七五番一

五三七八番一

五三七九番二

五三八〇番一

五三八二番二

五三八六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鹿児島県薩摩川内市湯田町

字削切　五三九二番　一号

五三九一番　二号

五三七三番一　三号

五三八六番　四号

五三九〇番　五号

五三八九番　六号から八号まで

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尾原川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の尾原川の中心線から左岸七メートル右岸五メートルまでの土地の区域、標柱三号と四号を結んだ線から標柱五号と六号を結んだ線までの区間の尾原川の中心線から左岸三・七メートル右岸三・三メートルまでの土地の区域、標柱五号と六号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の尾原川の中心線から左岸四・二メートル右岸五メートルまでの土地の区域及び標柱七号と八号を